

議案第19号 井原市敬老祝金条例の一部を改正する条例について

(※議案第19号に関する討論は、いずれも委員長報告に対して行われたものです。)

賛成の討論

2番 多賀信祥 議員

委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

「年よりをいたわる心が子を育て」、今はもう老朽化のため撤去されましたが、子供の頃に見たこの標語を今もなお強く記憶しております。

厳しい財政状況を理由に、全体的に予算を削減していくという執行部の取組には理解をいたします。しかしながら、この案件については、突然で、しかも圧縮率が非常に高く、違和感があり、改めて敬老祝金に対しての市民の方の考えを聞いてみると、高齢者人口の増加に対しての財源確保の観点からの変更に対する理解もある一方で、ご本人、ご家族とも楽しみにされており、また、受け取りがまだ先の世代の方からは高齢者に対しての感謝の気持ちとしての税金の使い方に好意的な意見を複数伺いました。

今回の執行部提案について言えば、廃止ではないまでも、周知や意識の醸成が難しい急な提案でありました。今後の減額は避けられないとは考えますが、まずは優先して見直すべき予算の選定・検討とともに、本市の合併当時に作られたこの条例が市民にしっかりと根づいていることを認識し、周知と意識の醸成をした上での決定が必要であると考えため、執行部提案の原案に反対いたします。

3番 柳原英子 議員

私は、敬老祝金条例の一部改正案について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

私は素朴な疑問として、なぜ今なのかと思います。

条例の改正が新年度からということは、祝い金についての支給基準日が、今まではその年の9月1日ということで、では昨年9月2日生まれの人から、今まで楽しみにしていた人はどうなるんだろうかと思いました。楽しみに孫にというお話も聞いておりましたので、なぜ急にというのが私の素直な感想です。

井原市が今まで長い間市民との間で、88歳を迎えた人に贈っていた、ほかの市にはない特別な敬老祝金です。権利はありますが、権利を放棄しなさいというように思える改正案に思います。約束違反のような気がいたします。

井原市や市議会が、皆さんの期待を裏切るようなことは、今すぐには、性急にはしてほしくないというのが私の意見です。

去年の9月に来年度以降は変わりますと伝えてあったのならば、そのことを私たちも伝えていけますが、急に5万円を1万円にというのは、ちょっとひどい感じがいたします。

88歳まで生きてこられた方は、元気で介護保険もそれほど使われず、家族のために一生懸命歩いて、自分が動くことが家族のためになるんだと言われながら頑張っている方が多くいらっしゃいます。そういう方にとってこの敬老祝金は、本当にご褒美です。こういうご褒美を、簡単に5万円を1万円にしてしまうというのは、ちょっとひど過ぎます。

高齢者が増え、また、コロナ禍で財政が大変なことになってくるということは分かっていますが、やはり段階的に市民の皆様理解をしていただきながら進めていっていただきたいと思います。

今回の敬老祝金条例の一部改正案については反対で、委員長報告に賛成の討論といたします。

16番 三輪 順治 議員

市民福祉委員長の報告に対する賛成討論を行います。すなわち、急激に敬老祝金を減額する執行部の原案に対して反対の討論をいたします。

そもそもこの敬老祝金条例というのは、昭和62年6月、1987年に制定され、今日まで三十数年間定着をしております制度であります。

この制度そのものについては、当時の条例、いろんな時代の要素があるとは思いますが、老後の生活に潤いを与えるということと、希望を与えることを目的としております。今日、多少表現がそぐわないところがありますけれども、そういう感謝の気持ちを持って条例を制定し、今日まで円滑に進められて来たところでございます。

こういう時代背景の中で、今日、昨年以来コロナ禍の中で、経済状況も世情も大変不安定で厳しい状況にあります。それはよく理解しております。したがって、一般財源も当初予算、いわゆる市税が8パーセント以上も見込みが少ないという、厳しい状況であるということも重々理解しております。

しかしながら、このいつときの苦しさに紛れて、一度に大幅な減額をするということは、これは市民感情からしても、また、条例の趣旨からしても、私は受け入れることができないと思います。

さらに言えば、この縮小のやり方を、仮に財政事情を考慮してやるとしても、例えば3か年ぐらいかけて市民の合意を得ながら、執行部がお示しになられた1万円なりが、県内はどうもあまり額がないようでございますけれども、井原市ならではのお祝い金を、井原市をおつくりになった方々に感謝の意味を込めて、そして敬老の意味を込めてお贈りする、これはもう本当に大切なことなので、例えば3か年ぐらいに分けて議論をして減額すべきであろうというふうに思います。いわゆる激変緩和の措置を取らない執行部の原案に対して、私は怒りも含め、ある程度庁内議論がなされたかも分かりませんが、世論の形成もないままに、一方的に本議会に上程されたことは、誠に遺憾であると思います。

以上の諸点から、趣旨は分かりますが、その減少の在り方について、大変疑義がありますから、私は委員長報告に賛成、つまり原案否決の趣旨の討論をさせていただきます。

反対の討論

8番 柳井一徳 議員

委員長報告に反対の立場から討論いたします。

本議案は敬老祝金を大幅に減額する議案であります。減額理由の一つに高齢者福祉事業の財源確保と安定化があると考えます。

本市の急速な高齢化は、今後も高齢者福祉予算にとって大きなウェートを占めていくことが考えられます。財政が厳しい中、スクラップ・アンド・ビルドで行政運営を行わなければならないことは周知のとおりであります。この祝い金は、減額後も他市町と比較して遜色ない金額であり、市民の皆様にはご理解をいただけるのではないかと考えます。

市長ご自身も減額部分は高齢者福祉に使うということをおっしゃっております。高齢化が進む中で、高齢者福祉の財源は何としても確保しなければならず、私はこの減額部分が健康寿命延伸のため高齢者福祉事業へ有効活用されることを強く願い、原案どおり賛成するものであります。

13番 上野安是 議員

議案第19号について、委員長報告に反対の立場から討論いたします。

限りある財源をより効果的に使うためには、予算編成の際、より精緻な選択と集中に取り組んでいくことが肝要だと考えます。

我が市の健全財政を維持していくためには、少しの無駄もできません。

一つ一つの施策を大切に、それらが最大限の効果を生むように、知恵を絞りながら進めていかなければなりません。

こうした観点から、祝い金というものの性質を鑑みると、今回の減額措置はやむを得ないものと考えます。

原案に賛成いたします。

14番 簗戸利昭 議員

議案第19号、井原市敬老祝金条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

井原市の財政はコロナ禍で逼迫しており、高齢者の方には敬意を表するものでございますが、高齢者人口の増加により、高齢者への行政サービスが増大しております。子供子育ての世代への医療費の無償化、また、イバラノミクスによる産業界への投資、教育環境の整備等、喫緊の課題も山積しております。

本市は交付税頼みの財政運営になっておりますし、自主財源の少ない井原市ですので、この条例の一部改正に賛成します。

請願第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書

賛成の討論

1番 妹尾文彦 議員

請願第1号に対する趣旨採択の委員会決定に対して、賛成の立場で討論いたします。

選択的夫婦別姓制度は、女性の社会進出が当たり前の時代となっている現在、男女平等・男女共同参画社会の実現を目指す今日においては、ごく自然な要請であり、その方向に向かうものであると考えます。

しかし一方で、この制度が導入されますと請願書にもあるように、運用面において日常生活の中で様々な不都合が生じる懸念があります。将来的にこれらの懸念、課題が徐々に解決されていくものと思いますが、それにはまだまだ時間がかかるのではないかと思います。

また、このような国民全体に関わる問題に対しては、やはり国のほうでしっかりと議論されるのがよいのではないかと考えます。

したがって、本請願については趣旨採択にすべきと考えます。

反対の討論

13番 上野安是 議員

請願第1号について、委員長報告に反対の立場から討論いたします。

委員長報告は、趣旨採択ということでありました。請願者はいろいろなことを考えて、この意見書を国会のほうへ提出してほしいという請願でありました。

委員会のほうで請願趣旨に賛同いただいたことは大変感謝しておりますけれども、現状を変えることに私はどうも疑問を抱きます。そのまま現状どおりで十分ではないのかなということ、この請願について国会に意見書の提出をするということをお願いしたいということで、委員長報告に反対の立場で討論いたします。